

表3 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに  
成立した法律・政令

府省	局	名称	概要	成立日 公布日 施行日
国土交通省	海事局	水先法施行令の一部を改正する政令	近年、一級水先人の大量廃業による後継者不足が見込まれる中、一定規模以下の船舶を業務の対象とする二級水先人及び三級水先人については、水先を要請する船舶の大型化により、訓練及び乗船経験の機会が減少しているため、安定的な水先人の確保・育成ができるよう、訓練及び乗船経験の機会を確保を目的に、業務を行うことができる船舶の範囲の拡大措置を行う。 また、最近における水先業務の実績等を踏まえ、尾鷲水先区を廃止する。	成立： 令和2年7月7日 公布： 令和2年7月10日 施行： 令和2年10月1日 (一部の規定は令和2年7月10日)
国土交通省	海事局	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令	海洋汚染防止条約附属書VI(船舶による大気汚染防止のための規制)では、船舶に設置される原動機から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準として、一般海域における規制値(2次規制)と放出規制海域における規制値(3次規制)が定められている。今般、国際海事機関において、バルティック海海域及び北海海域を放出規制海域に追加し、当該海域を航行する船舶に設置される原動機であって令和3年1月1日以降に建造に着手される船舶に設置されるものについては、3次規制を適用することとする海洋汚染防止条約附属書VIの改正案が発効されたことから、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和46年政令第201号)第11条の7を改正し、同条約の改正内容を担保する措置を講ずるもの。	成立： 令和2年9月25日 公布： 令和2年9月30日 施行： 令和2年10月1日
農林水産省	水産庁	特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律	違法に採捕された水産動植物の流通により国内水産資源の減少のおそれがあること及び違法に採捕された水産動植物の輸入を規制する必要性が国際的に高まっていることに鑑み、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、特定の水産動植物等について、取扱事業者間における情報の伝達並びに取引記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずるもの。	成立： 令和2年12月4日 公布： 令和2年12月11日 施行： 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日
国土交通省	海事局	特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令	平成24年7月からEUによる対イラン経済制裁措置が発動されたことにより、イラン産原油を輸送するタンカーの損害賠償保険を国際的な保険市場で締結することができなくなったことを受け、イラン産原油を輸送するタンカーの運航に伴い生ずる損害の賠償について、損害保険契約でカバーされる金額を超える金額を、政府が保険会社等に対し交付する契約(特定保険者交付金交付契約)を締結すること等を内容とする特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法(平成24年法律第52号)が制定されているところ。 同法では、政令により、タンカーに係る保険契約の保険金額の国際的な水準等を勘案して、損害賠償が発生する際の賠償義務の履行等を担保する際の上限額等を定めることとされており、今般その見直しを講ずるもの。	成立： 令和3年3月16日 公布： 令和3年3月19日 施行： 令和3年4月1日
農林水産省	水産庁	有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律	有明海及び八代海等の海域において赤潮や貧酸素水塊の発生が続いており、水産資源が回復するに至っていないこと、近年頻発する豪雨等に伴い発生する海岸漂着物がこれらの海域の環境の悪化の原因となり得ること等に鑑み、港湾又は漁港における汚泥等の堆積を排除するために行う事業及び漁場における特定の漁港漁場整備事業に係る経費に対する国の補助の割合の特例並びにこれらの事業に係る経費に関する地方債の特例について定めるとともに、国及び地方公共団体による海岸漂着物の処理並びに有明海・八代海等総合調査評価委員会による所掌事務の遂行の状況の公表について定めるもの。	成立： 令和3年3月31日 公布： 令和3年3月31日 施行： 令和3年4月1日